

1－（６）歴史的細街路に面する建築物の適切な保全・更新を図るための「道路の指定及び建築制限等の付加等を可能とする建築基準法」の整備

（国土交通省）

大きな戦災を免れた京都市には、細街路とよばれる昔ながらの幅の狭い道が数多く存在しています。

これらの細街路は、京都固有の歴史的景観を構成する重要な要素となるものがある一方、防災性に問題がないとはいえず、安全・安心のまちづくりを進めていくうえで大きな課題となっているものもあります。このため、京都市では、景観面については、既に細街路の佇まいを維持・保全するため全国に先駆けて条例を制定するなどの取組を進めていますが、今後は防災面についても拡幅事業等の取組を進めていく予定です。

こうした取組をまちづくりの中でよりの確に進めていくには、ひとつひとつの道は独立してあるのではなく、複数の道が相互に関係しながらネットワークとして存在していること、とりわけ歴史的な街区ではその傾向が強いことから、そのようなネットワークの中で個々の道や沿道建築物のあり方を捉えることが必要となります。

しかしながら、現行の建築基準法は、そのような視点が十分とはいえません。具体的には、法 42 条 2 項道路を含め 4m 以上の幅員がある道路であれば、その延長や他の道路への接続状況、沿道建築物のあり方等の差異が問われることなく、建築制限等の適用は一律に扱われることになります。このため、防災上の考慮が必要なもの、建築物の更新を促進すべきもの、景観の保全が必要なものなど、それぞれの道路の特性に応じた規制・誘導が困難であるという課題があります。

そこで、道路と沿道建築物のあり方について、景観面・防災面双方の観点からよりの確な施策を行うことを目的に、次の制度の創設を提案・要望します。

提案・要望事項

特定行政庁が地域の特性や実態に即して、沿道建築物等に下記の特別措置が必要な道路を指定できる制度の創設

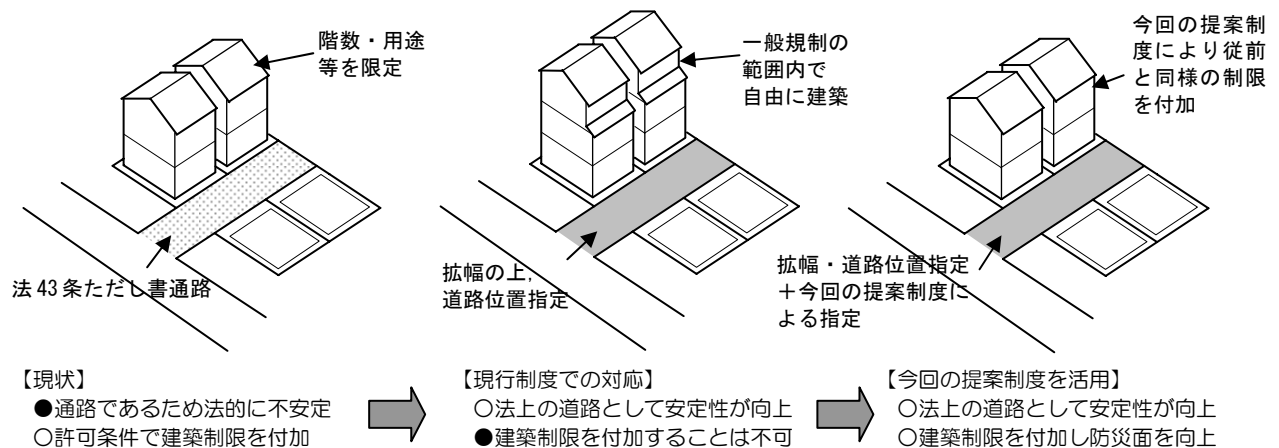
- 1 条例等に基づく階数・用途等の制限の付加
- 2 上記の制限の付加による措置が講じられた場合における建ぺい率等の形態制限の緩和

主要要望先：国土交通省（住宅局市街地建築課）

京都市の担当課：都市計画局 建築指導部 建築指導課長 西澤亨 TEL 075-222-3620

<参考>

活用例1 袋路等の既存通路における法的安定性の確保+防災面の向上



活用例2 ネットワークの中での活用

